

病棟の看護配置について

R6. 5. 1

当院では下記の施設基準を関東信越厚生局に届出しております。

- 3 階病棟
 - 一般病棟入院基本料 急性期一般入院基本料 2
 - 急性期看護補助体制加算 25対1（看護補助者 5割未満）

入院患者さま40人に対し、概ね1日に15人以上の看護職員（看護師）と1名以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時00分まで

看護職員（看護師）1人当たりの受持ち人数は3人以内です。

看護補助者1人当たりの受持ち人数は27人以内です。

夕方17時00分から朝8時30分まで

看護職員（看護師）1人当たりの受持ち人数は10人以内です。

- 2 階病棟
 - 地域包括ケア病棟入院料2
 - 看護職員配置加算 ■ 看護補助者配置加算

入院患者さま40人に対し、概ね1日に12人以上の看護職員（看護師）と5名以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時00分まで

看護職員（看護師）1人当たりの受持ち人数は4人以内です。

看護補助者1人当たりの受持ち人数は10人以内です。

夕方17時00分から朝8時30分まで

看護職員（看護師）1人当たりの受持ち人数は13人以内です。

看護補助者1人当たりの受持ち人数は29人以内です。